

第 1 1 回教育委員会定例会会議録

平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日（水）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	委員	長	山口直樹
	委員長職務代理者		城所久恵
	委員		嵐山光三郎
	委員		高橋宏
	教育長		是松昭一
出席職員	教育総務課長		川島慶之
	教育指導支援課長		金子真吾
	生涯学習課長		津田智宏
	給食センター所長		本多孝裕
	公民館長		石田進
	図書館長		森永正
	指導主事		荒西岳広

国立市教育委員会

○【山口委員長】 時間になりました。

皆様、こんにちは。秋も大分深まって、少し寒い空気が、冬の空気と入れかわったように感じますが、木々の葉が赤や黄色になり、秋を感じさせる時季になりました。また、市役所の1階では、アートビエンナーレの模型の展示が、きょうから3日間、開催されていますので、芸術の秋が始まったかというようにも感じております。

これから、平成26年の第11回教育委員会定例会を開催させていただきます。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 本日の教育委員会でございますが、宮崎次長が体調不良により、また、三浦指導担当課長が、公務出張により欠席となりますので、よろしく願いいたします。

○【山口委員長】 了解いたしました。

本日の定例会の会議録署名委員を高橋委員をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【高橋委員】 はい。わかりました。

○【山口委員長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。



○議題（1） 教育長報告

○【山口委員長】 初めに、教育長報告をお受けいたします。

是松教育長、お願いします。

○【是松教育長】 それでは、第10回定例教育委員会を開催いたしました、10月28日以降の教育委員会事務局の主な事業について、ご報告申し上げます。

第10回定例教育委員会の前に、平成27年度の教育予算編成に関する市長との意見交換を行ったところでございます。

同日は、一中の合唱コンクールが開催されています。

10月29日水曜日に、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取り組み状況の視察ということで、三浦指導担当課長ほか2名が、青森県弘前市並びに福島県三春町を、30日までかけて視察しております。

10月30日木曜日、東京都文化財保存整備区市町村協議会、これは、国立市も加盟している協議会でございますが、この協議会の東京都教育長への予算要望がございました。加盟市である国立市も、教育長並びに生涯学習課長が参加したところでございます。

11月1日土曜日、三中の道徳授業地区公開講座を開催いたしました。

11月2日日曜日には、公民館のロビーにおきまして、国立市民文化祭のオープニング式がとり行われたところでございます。

11月3日月曜日、市民まつり会場であります大学通りで、市民公開のもと、国立市市民表彰式典が開催されました。山口委員長にもご参加いただき、教育文化功労者4名をあわせた市民表彰がとり行われたところでございます。

11月4日火曜日には、東京都教育委員会連合会第4ブロック研修会が、昭島市で開催されました。東大名誉教授で、放送大学教授でもあり、また、中央教育審議会の副会長、並びに、今般の教育委員会制度改革に関連する教育制度分科会の会長でもあります、そして、足立区の教育委員も兼ねておら

れます、小川正人先生から、「地教行法改正の背景、論議と今後の教育委員会のあり方」についての講義を、拝聴したところでございます。

同日は、給食センター献立作成委員会も開催されています。

11月5日水曜日、市立小・中学校合同授業研究会の公開授業の第2回目が、各学校を会場に行われたところでございます。

11月6日木曜日には、校長会を開催いたしました。

また、同日、中学生の東京駅伝、国立市選手選考会が、第一中学校で行われました。市内市立中学校3校と桐朋中学校から、選手が選抜されています。

11月7日金曜日、この日から19日まで、通学路の合同安全点検を行っております。

11月9日日曜日に、社会体育授業のファミリーソフトボール教室を実施いたしました。

11月10日月曜日、東京都教育委員会連合会、これは、当市が所属するブロックになりますが、第2ブロックの研修会が、多摩市で開催されました。講師に、文科省教科調査官の田村学先生をお迎えし、「学力向上の現状とこれから」というテーマでの講義を、拝聴いたしました。

同日から12日まで、一中の2年生が、職場体験学習を行っております。

11月11日火曜日、副校長会、並びに、公民館運営審議会を開催いたしました。

11月12日水曜日には、市教委訪問で、第五小学校を訪問いたしております。

同日、東京都市教育長会が開催され、教育長が出席いたしました。

11月13日木曜日、平成26年度の学校配当予算編成説明会を開催いたしました。

また、同日の夜、文化芸術講演会が福社会館で開催されております。「フェルディナント・ホドラー〜リズムの画家」というテーマで、国立西洋美術館研究員の新藤淳先生からご講演をいただき、冒頭、山口委員長にご挨拶をいただいたところでございます。

11月14日金曜日、東京都理数フロンティア校、並びに、国立市の研究奨励校でもあります三小の研究発表会が開催されました。

同日は、給食センター物資納入登録業者選定委員会を開催いたしております。

11月18日火曜日、社会教育委員の会を開催いたしました。

なお、18日から19日にかけて、インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取り組み状況視察で、三浦指導担当課長ほか2名が、岐阜県白川町並びに愛知県名古屋市を、視察している最中でございます。

教育長報告は、以上でございます。

○【山口委員長】 教育長報告をいただきました。前回と同様、結構盛りだくさんで、さまざまな事柄が行われている報告でございました。ご意見、ご感想などありましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 今月も、いろいろと参加させていただきました。

まずは、合同研に参加させていただきました。ことし発足した、ICT部会に参加させていただきました。荒西指導主事が、指導・講評ということでおいでになられていて、最後にまとめられた中に、「ICTを使わなくてはいけない」というおもしろくなるような感じではなくて、「どのように使えるか」と、自分たちが楽しんで広げていけるよという話があって、私は、そのところが

最もだと思いました。

使われるのではなくて、常に使う立場にいないと、使ったことが、「よし」というような評価になると、何のために使うのかわからなくなってしまうと思って見ていたので、先生方の授業が広がったり、楽しんだり、子どもたちが楽しむための、ある一つの道具であるという位置づけで使っていただければと思いました。

3年目の先生にさせていただいたのですが、本当に伸び伸びと、新しいことにチャレンジしていただいて、その姿を見せていただけるだけでも、いいと思いました。

それから、研修が二つありまして、教育委員制度について、そして、学力向上について、先ほど教育長からも紹介がありましたが、何をするかよりは、どのように意識を変えていくのかというところが、両方の研修を通して、私が受け取ったところです。制度がいろいろと変わって、形については、報道等でも言われていますが、どこを変えていくのかということは、やはり、それぞれの意識を変えて、どのようにかわっていくところではないかと思いました。

それから、五小に訪問させていただいて、また、三小では研究発表を見せていただいたりしたのですが、両方の学校で共通していたことは、新しいことにチャレンジしていくという試みでした。今までの研究授業と違う形で、研究を校内で進めてみるなど、三小は発表であったのですが、ワークショップ形式でやっているところを見せていただいて、「発表して、はい、終わり」ということではなくて、いかに皆さんに持ち帰ってもらって、使えるようにするかというところにとっても力を注いでいただいて、講師の方とのシンポジウムをつくらせたり、お客さんではいられないような発表で、参加された方も、とても刺激的だったのではないかと思います。

シンポジウムの中で、講師の先生がおっしゃった一言、どうしても教える立場の側がこういう形というところに、例えば、類推など、いろいろな形に注目をしてしまっていて、その形ができたかどうかというところにどうしてもいきがちだけれども、そうではなくて、子どもたちが学ぶことで、本人が豊かであるという実感を持てるところが、本当に大事なのですということを、再三おっしゃっていて、去年の中間発表のときにも同じようにおっしゃっていたのですが、私は、とても大事なところだと思ったので、そのことを参加された皆さんで押さえられたことは、とてもよかったのではないかと思います。

それから、郷土文化館の石棒の展示も拝見しました。初めて、そのものを見たのですが、何千年も、なぜあのままの状態に残っていたのだろうか、今まで、報告や説明では伺っていたのですが、実際に目にすると、かなりインパクトがあるといえますか、何とも言えない感じで、ちょうど会場には、一人だったのですが、どうしてか、ずっといてしまいそうな感じで、私は防犯カメラに映っていて、変な人だと思われたかもしれないのですが、それほど時間を感じさせていただくようなもので、無言なのですが、とても説得力があるものだと感じました。

それから、ビエンナーレの模型の展示も始まったということで、市内各地で行われていて、きょうは、市役所で行われていたのですが、たくさんの方がお見えになっていて、興味津々で、この企画に皆さんが参加していただいて、これから、皆さんで選んだものが設置されていくというプロセスを、皆さんとたどれるのだというところに、とてもわくわくした感じといいますか、私も投票させていただいたのですが、本当に、どの作品もそれぞれで、何とも言えない感じといいますか、個性満載で、どの作品が選ばれるのか楽しみだというように思っています。

参加させていただいた1カ月の間の感想は、以上です。

報告の中で、インクルーシブ教育システムの視察に行かれていて、きょうは、三浦指導担当課長がいらっしゃらないのですが、もし、わかる範囲で報告ができることがありましたら、お伝えしたいと思います。

それから、通学路の合同点検もされているようですので、毎年いろいろなご要望や、ご意見をいただいていると思いますので、そのあたりの報告を、できる範囲でいいですので、教えていただけますでしょうか。

よろしくをお願いします。

○【山口委員長】 インクルーシブ教育システムの事業について、それから、通学路の合同点検に関して、2点のご質問がありました。

金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 詳細は、三浦指導担当課長が、しっかりと報告文書をつくりまし、また、この場でも報告があるかと思いますが、私が、まず最初に聞いたことは、青森県の弘前市では、ICT関係の活用が充実しているということでした。それは、インクルーシブ教育にかかわって、配慮が必要なお子さんたちに、先ほどのICTの話ではないのですが、どのような形で活用が可能かというようなところを中心に見てきたということでした。

そして、もう1点、福島県三春町では、こちらには就学相談の担当者も同行したのですが、市としての規模もあるのですが、一体感があって、市として全体で子どもたちを見ていくというシステムができていているという報告を聞いています。

以上でございます。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

よろしいですか。

○【城所委員】 はい。

○【川島教育総務課長】 通学路の合同点検について、お話をさせていただきます。

○【山口委員長】 はい。では、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 本日まで、通学路の合同点検ということで、教育委員会と交通担当、道路管理者、保護者と学校が合同で、通学路の点検を実施させていただきました。

保護者の方々からお話を伺ったところによりますと、危険な場所はかなりありまして、例えば、歩道の白線が消えていたり、「止まれ」の表示が消えていたり、それから、カーブミラーが少し見えづらくなっているところ、そして、街路灯が消えてしまっているなどのご要望をいただきました。

交通の規制の関係でいいますと、スクールゾーンの新たな設置や、危険な場所への信号の設置など、さまざまなお要望をいただいております。

ただし、交通規制がかかるもの、スクールゾーンの関係、信号の設置というところは、なかなかすぐには難しいということで、すぐにできることといたしますと、白線が消えているところの引き直し、「止まれ」の表示の引き直し、それから、ミラー等の整備については、ご要望をいただいたところは早急に対応できるように、交通担当と協議をしております。

現在は、そういった状況でございます。

○【山口委員長】 よろしいですか。

○【城所委員】 はい。ありがとうございます。

毎年、いろいろと要望が上がっていて、同じ箇所は何年も要望が出ているという場所もあると思う

のですが、交通に関しては、どうしてもお金がかかったり、時間がかかったりというところがあります。それでも、毎年丁寧にやっていただけると、保護者の方からもお礼といただきますか、「よくやっていただいています」という話も聞きますので、また、よろしく願いいたします。

○【山口委員長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 教育長報告にもありましたが、私は、小・中学校、あわせて4校を訪問した感想を、最初に述べたいと思います。

まず、三中の道徳授業地区公開講座では、全学年で規範意識を高めるという授業に取り組んでいました。特に注目を引いたことは、1年生全員に、ルールブックを持たせているという、これは、とてもいい実践だと思いました。東京都の濱田指導主事の指導助言のもとで、教師の授業力をさらに向上させてほしいというように思います。

続いて、小・中学校合同授業研究会です。公開授業が、一小、三小、五小、七小の4校で行われました。私は、三小の理科の研究授業を参観しました。ここでは、確かな学力の定着を目指した発展的な学習の授業ということで、大変ユニークな取り組みを見ることができました。その後、研究協議が行われましたが、小・中学校の先生が参加していたのですけれども、あまり活発な議論にならなかったということが、少々物足りなく感じたところです。

講師の大妻女子大学の石井先生が、中学校の教師が発言してほしいという要望を出すほどで、中学校の教師は自分の知見を示してほしいというように、助言をしていました。

五小では、教師の授業力向上を目指して、OJTの取り組みを実践しているということに、学校長以下、全教師の並々ならぬ授業改善の意欲を感じました。内容に少し触れますと、研究グループに、授業力のあるベテラン教員をリーダーとして、5人ほど配置し、組織化している研究体制も、また、大変ユニークな取り組みであると思います。

続きまして、三小の研究発表会では、多くの教員が参加して、とても盛況でした。私は、理科の授業を参観しまして、5年生の授業でしたが、指導者が理科の研究授業にはあまりなれていないようで、実験の準備が十分ではなかったということが感じられて、今後、どう取り組むべきかという課題も明らかになったとも感じたところです。

最後ですが、東京都の市町村教育委員会連合会の第2ブロックの研修会に参加しました。講師は、文部科学省の田村学教科調査官で、講演会というよりは、講義形式であって、とても引きつけられた内容でした。

次の学習指導要領に向けて、どういう学力を身につけさせるのか、授業の形態はどうあるべきか、それから、社会の動向を把握しながら、結論として、どのような授業をするのかというところは、探究、そして、共同の授業づくりに取り組む必要があるということです。

私も常々考えていることは、子どもがみずから学ぶ、ともに学ぶ、そういう学びの場づくりを、校長は学校経営の柱として、教師は全員で取り組んでほしいと、このように思っているところです。そして、指導主事の先生方のご尽力を得ながら、国立市の教育をさらに充実させていってほしいと思っております。

以上です。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、私から、質問が幾つかありますので、先にいいますと、今、体育館や芸小ホール、それから、中央図書館も工事をして、閉鎖中ですが、そろそろ工事が終わって、開館できるところかと思うのですが、それぞれ、今の状況と今後の見通しの現状報告を、お願いできればと思います。

それから、きょうはもう11月19日で、ことしも終わる頃で、そろそろ次年度のことを考える時期になって、特に、中学3年生、そして、小学校6年生は、次の進路に、それぞれ、高校と、それから、中学校へ進むということが出てきて、進路指導も佳境に入っていて、中学生は、特にそうではないかと思います。

私は、ことし、中学校の全ての保護者説明会に出させていただいて、いろいろと聞いて、とても熱心に、細かく、進路主任の先生がされていると思いました。資料もきちんとできているのですが、親として、初めての経験をする親の方もいらっしゃると思いますので、そういうところはどうかということ、少しお聞きしたいと思います。

次に、感想ですが、今、高橋委員からもありましたけれども、研究発表会や合同研の公開授業など、いろいろと行われています。全般的なところで感じたところですが、特に、最近、つい先日の11月14日に、三小の研究奨励校の発表会がありました。体育館がいっぱいになるぐらい、市内の先生、近隣の先生方もかなり来られて、また、保護者の方も、結構いらしたのではないかと思いますので、熱気をとても感じました。

この熱気ということが、非常に大きいことだと思っています。教育をよくしていこうというところのあらわれではないかと思いました。この力が、実際の教育の成果につながってくるのではないかということ、改めて感じた次第で、このことを、本当に、大切にしていけることが必要であると思いました。

また、どこでもそうなのですが、合同研や公開授業や市教委訪問、特に、第三小学校の奨励校の発表で感じたことは、子どもたちの姿です。子どもたちが先生と一体となって、公開授業に臨んでいる。要するに、いやいやながらということではなくて、子どもたちが、自分たちも一緒に、主催者としてかかわっているという雰囲気を、とても感じた部分がありまして、そこは、日ごろの学校教育での先生、子どもたちの関係性の、まさに証明なのではないかということ、強く感じたところで、私は、非常にうれしかったことと感じています。

これは、どうかしようということではなくて、日々の積み重ねと、学校そのもので、個々の先生たちが、子どもに対して持っている姿勢の結果ではないかと、私は思いました。もちろん、これは難しいことです。全てがいいということにはならないで、細かく気をつけていかなければいけないことはあるのですけれども、そのことは国立市の強みであるということ、改めて思ったところではあります。

では、質問の回答を、津田生涯学習課長、お願いします。

○【津田生涯学習課長】 まず、芸術小ホールの工事の状況ですが、8月1日から施設を休館しまして、舞台の照明設備の改修、舞台の音響設備の改修、舞台の機能設備の改修工事を行っております。開館予定が、12月1日になっておりますので、その時期にあわせて、最終段階という状況でございます。

次に、総合体育館の状況でございます。こちらは、耐震補強工事にあわせて、施設の老朽化した設備更新も行っております。そのような中、プールの耐震天井を改修する状況があったのですが、天井内に劣化している配管類や支持金物、あるいは保湿材が新たに見つかり、そちらの交換工事を、急遽

行う状況がありました。

そのため、当初から予定していた、2週間ほどかかるプール槽の塗装の時期がおくれておりました。塗装した後、塗装の養生期間が1週間程度かかるものなのですが、強制換気をしていくなど、工期の短縮を図って対処してまいります。

また、塗装の養生が終了した後、水を張っていくのですが、設備を新たに更新しておりますので、水温が無事上がっていくのか、ろ過器がきちんと機能するのかなど、工期が延びる不安要素はございますが、開館予定の12月13日を目指して、今、工事を一生懸命行っているというような状況でございます。

○【山口委員長】 はい。わかりました。

では、森永図書館長。

○【森永図書館長】 中央図書館につきましては、7月1日から耐震補強工事に入りまして、現在まで工事は順調に進行しております。主に、館内での補強工事です。補強材を入れることと、外壁の補修工事につきましては、当初からのデザインでありました列柱を取り外して、すっきりとした手すりの形に戻したことが挙げられます。

現在は、仕上げの作業に入っております。防塵シート、足場などが撤去された状況で、全容が見られる形となっております。あと少し、外回りの床部分の亀裂等の補修を行いながら、並行しまして、館内での図書の配列を整えまして、12月3日から再オープンするため、今、準備を進めているところであります。

○【山口教育長】 3館とも、市民の皆さんは、心待ちにしているのではないかと思います。当然のことですけれども、最後まで気を緩めずに、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一つ、津田生涯学習課長に質問があります。アートビエンナーレが、今、市役所で展示が始まったところですが、進捗状況等について、お願ひします。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 野外彫刻展模型作品展示会は、11月3日の国立駅の南北通路を皮切りに、コミュニティ・スペース旭通りAホール、くにたち郷土文化館の研修室、きょうから11月21日の金曜日まで、市役所の市民ロビーの計4カ所で、開催しております。状況としましては、郷土文化館を終えた時点で、約1,400の市民の投票があったと聞いております。

今後の予定ですが、11月30日に、第三次選考で選ばれた5作品と、来場者の最多票数を獲得した市民賞の1作品をあわせた6作品が、発表される予定でございます。最終的には、3月30日の最終審査で、大賞ほか、それぞれの賞を決めていくという状況でございます。

以上です。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、荒西指導主事、お願ひします。

○【荒西指導主事】 小・中学校の進路関係について、ご報告いたします。

中学校につきましては、今週、期末試験がどの学校も終了するというところで、即日、成績を取りまとめまして、来週から三者面談週間に入ることになります。そこで、私立の推薦等を決めるようになっておまして、最終的には12月中旬に、私立学校の推薦等が確定していくことになっております。

小学校につきましては、各家庭で受験の準備を進めているということですが、学校が調査書を作成しなければならない場合がありますので、そちらについては、2学期末に、家庭から学校に対して依

頼があり、依頼に基づいて、担任が調査書を作成して、年明けすぐに、調査書を家庭に戻す形で、受験の準備を進めていきます。

以上です。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

今いる学校から、次の段階についたときに、子どもたちは、大きな不安を抱えながら進む部分もあると思いますし、特に、高校へ行くときは、子どもも親もですけれども、全く違う環境の中に行くという意識を持つのではないかと思います。ぜひ、そのことに寄り添った進路指導をしていただけると、安心をして、次の段階、もう一步、次の成長の段階に進めるのではないかと強く思いますので、どうぞ指導をよろしくお願いします。また、改めて状況を聞きたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(2) 陳情第4号 「体罰」に対して厳格な対応を求める陳情

○【山口委員長】 続きまして、陳情第4号、「体罰」に対して厳格な対応を求める陳情を議題とさせていただきます。

陳情の方から趣旨説明をしたいというお申し出があります。これを認めることにして、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【山口委員長】 それでは、暫時休憩とし、説明を受けたいと思います。説明に当たっては、簡潔なご説明をお願いします。

それでは、陳情者の方、どうぞお願いいたします。

午後2時31分休憩

午後2時44分再開

○【山口委員長】 ご説明が終わりました。休憩を閉じて議事に戻らせていただきます。

今の件に関して、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

是松教育長。

○【是松教育長】 陳情者の方が、今回の陳情内容というよりも、過去5～3年前に起きたさまざまな事例についてのご紹介といえますか、おそらく、こちらにいらっしゃる教育委員の方々のご存じないということで、わざわざ挙げていただいたのだと思います。

それぞれの件につきましては、その当時の教育委員会でも議論になり、それなりの措置を行っておりますので、今、私は資料を持っておりませんので、詳しくは申し上げられませんので、そういうことだということだとめ置きたいと思います。

陳情ということで、具体的には4項目の陳情要項がありますので、こちらについて、意見を述べさせていただきます。

まず、1点目、「『体罰』という言葉を使わず、『暴力』とか『暴行』と言ってください」ということでございます。

体罰についてでございますが、その根拠は、学校教育法第11条でございます。学校教育法第11条には、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることはできる。ただし、体罰を加えることはできない」というよう

に規定されています。

ここで、「懲戒」と「体罰」の差異になってくるのですが、懲戒は、教員が児童・生徒に対して戒めるべき言動を再び繰り返させないという教育目的に基づく行為や制裁をいいますが、懲戒の事実行為としては、具体的には、例えば、注意や警告、叱責というものが、それに当たると言われています。

一方、体罰でございますけれども、これは、教員が児童・生徒の身体に、直接的または間接的に肉体的苦痛を与える行為が、全て体罰であるというように定義されています。

体罰は、その対応と申しますが、言いかえれば行為の種類でさまざまにあるのですが、代表的なものが、暴力行為になります。直接的にたたく、殴る、蹴る、それから、投げる、押しつける等々の行為が、直接的な暴力行為です。それから、直接的ではなくても、長時間正座をさせる、あるいは、長時間起立をさせるようなことも、間接的な暴力行為に当たるとなっております。

2番目として、それらの暴力行為により、児童・生徒が実際に傷害を負った場合は、傷害行為というように位置づけられます。このほか、直接的な体罰とまではいかないのですが、指導上になされた暴言や威嚇によって過度の精神的苦痛や不安感を子どもたちを感じさせた場合、これは、体罰と同様に教育上不適切な行為として、許されない行為となっています。

体罰というものは、これらの行為類型の総称でありまして、文部科学省や東京都教育委員会でも、これらをこのように規定をしているとともに、それらの禁止を体罰の禁止として、取り組んでおります。

また、最近では、マスコミや報道でも、いかなる理由があろうとも、教育現場における教師の児童・生徒への暴力行為、傷害行為を体罰というように言うておりまして、体罰という言葉が、社会的認知を得ていると考えているところでございます。したがって、行為類型である暴行や暴力というようなものを、あえて体罰と言いかえる必要はないと考えています。

それから、2点目の、「一切の『体罰』＝暴行は許さないということを教育委員自らが肝に銘じ、教師に徹底させてください」ということでございます。

これは、まことにおっしゃるとおりです。実際に、今回、第六小学校で、教員の体罰行為が起きております。これにつきまして、こういった行為が、二度と起きないようにしっかり教師に徹底させていくことは、私ども教育委員会の義務でございますので、これは、まことにおっしゃるとおりだというように思っております。

それから、3点目が、「二度と暴力行為が起きないよう『『体罰』禁止条例』をつくり、教師の体罰には厳格な対応ができるようにしてください」ということでございます。

調べましたところ、佐賀県のみやき町という町があるのですが、こちらでは、平成25年7月の条例施行で、いじめ体罰禁止条例というようなものがつくられております。ほかにも少し、町の段階で似たような条例が、佐賀県内でもつくられているようですけれども、内容を見ましたところ、どちらかというと、いじめ防止条例に近くて、それに体罰が、とってつけてあるような形で、具体的な対応等については、条例の中にはなかなか出てこないように見受けられました。

その他の多くの自治体については、条例によらず、いじめの防止、禁止、根絶のガイドラインを作成して、対応しているところがございます。

東京都の教育委員会では、平成25年の9月に、体罰根絶に向けた総合的な対策を出してございまして、この中で、体罰チェックを機能させる方法や、体罰を容認する風土を刷新するための取り組み

等、さまざまな体罰に対する対策、あるいは、体罰が起きた場合の対応等について、ガイドラインが示されていますので、今、各学校、東京都内の各区市町村の総合的な対策をベースに、教員の体罰防止に取り組んでいるところでございます。

したがって、体罰禁止条例につきましては、もう少し様子を見ようというように思っております。

それから、4点目の「子どもが相談できる場を、学校外につくること」ということですが、もちろん、学校内でも、直接担任や専科の教員に限らず、養護教諭や、スクールカウンセラー等、相談できる体制はとっておりますけれども、それは、あくまで内部だということで、外部に第三者機能的なものというようなことでおっしゃっているのではないかと思っております。

これにつきましては、同じく東京都が、平成25年4月に、公益通報弁護士窓口の設置を行っております。これは、弁護士に直接相談ができるということでありまして、どのような行為が通報の対象になるかということになりますと、体罰、横領、収賄、いわゆる、コンプライアンス的な、あるいは、ハラスメント的なこと、こういうことについては、相談が直接できることになっております。

当然ながら、相談ができるといいますか、通報ができる人につきましては、実際、学校の教職員だけではなくて、公立学校に通う児童・生徒、あるいは、その保護者も直接に通報ができる第三者機関がつくられていますので、これによりたいというように思っています。

ただし、相談機関というものはたくさんございまして、例えば、東京都教育相談センター、児童相談センター、子どもの権利擁護専門相談事業部門、そして、警視庁の少年相談室等々、たくさんの相談機関がありますので、これによっていただきたいと思っております。

したがって、4項目中2項目めの、とにかく教育委員会として、引き続き体罰根絶防止のためにしっかり取り組んでくださいということにつきましての陳情項目は、同意できるところでございますので、この2点目について、私は、一部採択をしていただきたいと思っております。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

是松教育長から、全体の状況の説明を受け、項目2についての一部採択ではいかがでしょうかという、ご提案がありました。

ほかに、ご意見等はございますでしょうか。

それでは、私からです。体罰は、本当に、あってはならないことですし、そのとき、子どもが受けた傷というのですか、心の傷は、後で癒やすことも、なかなか大変なこともあるかと思うのです。ぜひ、サポートしていくことの体制を全体でもって、今、行っているところですが、ますますしていかなければいけないです。

過去の例も含めて、一般論として、さまざまご指摘があったことというのは、とても貴重なご意見ではないかというように思います。

きょうは、後で、いじめ防止の条例等の審議、議案が出ていますけれども、いじめや体罰は、やる本人がいて、相手があって、もちろん、身体的な部分もありますけれども、そこでの心の問題等があります。ベースは、やはり相手の人がいて、ここでは子どもになりますけれども、置かれている状況や感じる心の状況を、本当に感じられるかどうかということなのかと、私は思っているのです。相手の人を、尊厳を持っている人として、見る目を持てるかということです。子どもでも、全く一緒であります。

先ほど話に出た小学1年生でも、生きていく人のことなのです。そういう気持ちを持って接すると

ということが、一番のベース、教育のベースになるのだろうというように思うので、そういう心を育てていく、非常に難しい問題ですが、大切なことであると、私自身は思っているところです。

もう一方で、そういうところを、本当に思いやるのが自然にできるような、総合的な、全体的な環境をしっかりとつくっていく。生きていることが、本当に楽しいのだと思えるような環境を、全体として持っていくということが、これは非常に難しいことですが、大切なことというように、私は思います。

さらに、もう一方で、きょうご指摘をいただいたことは、現実には起こっていることもありますし、そのことをしっかりと受けとめて、それに対してもう一回思いをはせて、改善すべきところはどんどん改善していく姿勢を、常に持っていかなければと、そのことは一緒になっている話であると、私は思います。

そういうことでありますので、きょう陳情していただいたことは、市民の方からいただいた貴重なご意見です。教育委員会は、全てを見ていかなければいけない機関ではありますが、全てまではなかなか見きれないので、そういうところを、さまざまな方からご意見をいただいて、それを含めて、方向性を審議していくということができるとも、とても大切なことではないかというように思っていて、きょうは、ありがたく聞いておりました。

これが、私の意見で、感想でございます。

それでは、採決に入ってよろしいでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 先ほど、陳情の方がおっしゃったように、大人が正しいと思っていてすることなど、例えば、学校の中で正しいと思われていた価値観が、実はそうでないことがあったり、そういうことは、実際にあると思います。親子の関係でも、日常、しつけという名のもとにおいて、愛情が愛憎に変わるということは、多々、あちらこちらにあると思います。

大人が子どもたちと接するとき、果たして、その価値観が正しいのか、正しい、正しくないというところは少し難しいのですが、本当に、その子の成長にとって必要で、それが、無償の愛から出たものの行為なのかというところを、いつもいつも、自分は点検をしなければいけないと思っています。

おそらく、時代の背景もあって、一昔前はよかれと思われていたことが、今は通用しないこともたくさんあると思います。本当に、意識を変えていかないといけないというように思っています。

それから、どのような場面でも、体罰、暴行、威嚇、威圧は、お互いにしてほしくない行為だと思うので、それは、大人と子どもの間だけではなく、大人と大人の間でも、そういうパワーゲームは、意識しないようにしていきたいというように、私は思っています。

こちらにいらっしゃる方も、皆さんもそうであろうと思うのですが、本当に、気づかないうちに人のことを傷つけていたり、よかれと思って言ったことが、そうではなかったということは、皆さんも一つや二つは、おありだと思います。

先ほど、陳情の方も、「心のコントロールは、できないだろう」というようにおっしゃっていたように、全てをコントロールできる方は、いないと思います。では、コントロールできないならどうするかといいますと、私は、バランスはとれると思うのです。常に、自分がどういう状況であるかなどというところをずっと見ていくことで、コントロールは難しいかもしれませんが、バランスはとれると思うので、私も学校に行くたびに、そういうことをお伝えしているつもりですので、できるところから、足を運んだところからお伝えはしているつもりです。

相談の窓口のというところもあるのですが、子どもに、身近な子どもたちや顔を合わせる子どもたちの範囲の中で、「どう」と聞くと、打ち明けてくれたりすることもありますので、小さなことかもしれないのですが、そういうような思いを持って、いろいろな大人の方が、子どもたちに、「どう」と、子どもたちだけではないですけども、「先生、どう」などということも、聞ければいいと思っています。

最近、社会全体だと思うのですが、学校に対しての期待や要求などが次第に高まってきていて、学校でこのようなことをしてほしい、あのようなことも、教育もと、全部、たくさん、学校のほうに入ってきていると思うのですが、教員も、何か特別な人ではなくて、普通の人だと思うのです。確かに、大学を出て学んできて、教員になられているのですが、やはり、普通の人だと思うので、間違いを起こすこともあると思います。そのことは前提としても、何か起こしてしまったら、お互いに声をかけ合って、お互いに伸びていく、そういう環境にしていきたいと思っています。

六小の先生は学校も変わらず、そのままご勤務を続けられているので、皆さんから、たくさんの目を注がれた中でお仕事をなさっていると思うのですが、そういった意味では、十分プレッシャーになっていると思うので、金子教育指導支援課長からも、指導といいますか、講習を受けたということで報告は伺っているのですが、頭でわかったことがすぐ体でできるかということ、それほど人間は簡単ではないということは、最初からわかっていると思うのです。してはいけないのにする自分のジレンマといいますか、そこは、やはり、人間として育っていくところにあるのではないかと思います。

してはいけないという前提は、大前提ですが、なぜしてしまったというところに、大人もケアが必要であるというように、私は、今回の事例を聞いていて思いました。

それから、傷ついたお子さんたちの話もたくさん出ていますけれども、傷を癒やせるということも、一つありますので、傷を癒やせる手だてを知っている大人の方が、子どもたちに伝えて、傷をそのままずっと、10年も20年も持たずにする方法もあるので、そういうことも、子どもたちに伝えていければというように思っています。

私事になりますが、子どもが学校でいろいろなことがあって、不登校になったり、先生との関係など、いろいろと体験をしたりしてきましたので、おっしゃっていることは、よくわかります。やはり、親御さんなどは、とても心配になったり、何が起きているのだろうかということを思うと思いますので、そのことも、皆さんでバネにしていけるようであると、私は信じています。

また、私自身、学生のと看も、体罰は日常横行していた時代だったので、今、時代がかなり変わったというように感じています。私自身も、自分のことを癒やすことができたので、どなたも、必ずできると信じているので、そういうことができる大人の方は、子どもたちがもし傷ついているところを見かけたら、ぜひ、ケアをする手だてやサポートを、お願いしたいと思います。

私も、2番目の一部採択を、お願いしたいと思います。

以上です。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

高橋委員。

○【高橋委員】 私も、山口委員長が話された、人として認める。どうしても、教師は自分に力があるとして、従わせる。それが指導だというように、非常に短絡的にいいたまうでしょうか、考える傾向がある。特に、学校は閉鎖された社会ですので、そういう感じがします。

授業づくりを、一生懸命、国立市の学校が、教育に取り組んでいるということは、教師にどのような指導力をつけさせるのか、どのような指導力をつけると、子どもたちは学ぶようになるのか。また、学校が楽しいというように考えて、学校に行くようになるのかということが一番大事なことで、何も、授業を淡々と進める、先に進めることが授業改善ではなくて、子どもたちが、本当に喜んで学ぶ、喜んで学校に行く。そして、さまざまな困難なこと、困ったことが起きたときに、すぐに相談できるという学校づくりに、校長以下、取り組んでいかないと、今、陳情者が言われた問題は、芽が時々吹き出してくると思います。そういうことで、根っこにある考え方ということが、何度も言いますが、山口委員長が言われた、子どもも一つの人格として大事に見ていく、そういう教師の姿勢が、大事になってくるのではないかと思います。

教員を採用するに当たっても、どういう目でその教員を見ていくかということを、私たちも問われているのではないかと思います。

以上です。

ですから、結論として、2の一部採択に賛成です。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 この方の陳情は、心情としてよくわかります。

皆さんそれぞれあるのですけれども、実際に、自分の子どもがどういう経験をしたかという、自分の子どもが、教師の感情やそのときのことによって、いろいろと理不尽なことをされたということは、一生残ります。

国立市の教育委員会は、一生懸命やっておりますが、ここで、体罰に対して厳格な対応を求める陳情があったことを重く受けとめていく必要があるというように思います。

以上です。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

ほかには、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【山口委員長】 それぞれ、ご意見をいただきました。

それでは、採決に入りたいと思います。

皆様のご意見を伺ったところ、本陳情については、2項目のみの一部採択とすることのご意見が多かったようでございます。

2項目の一部採択とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【山口委員長】 陳情第4号、「体罰」に対して厳格な対応を求める陳情は、一部採択といたします。

----- ◇ -----

○議題(3) 議案第34号 平成26年度教育費(12月)補正予算(追加)案の提出について

○【山口委員長】 続きまして、議案第34号、平成26年度教育費(12月)補正予算(追加)案の提出についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第34号 平成26年度教育費(12月)補正予算(追加)案の

提出について、ご説明をいたします。

本議案は、12月に開催されます市議会第4回定例会に、補正予算案を追加提出するため、提案するものです。

それでは、議案を1枚おめくりください。

今回は、歳出1件のみです。款10教育費、項2小学校費、目5学校整備費、事務事業、教育環境整備事業に係る経費、節15工事請負費につきまして、896万4,000円を増額するものでございます。

こちらにつきましては、今年度の第五小学校のプール清掃の際に、水槽内の壁面に茶渋のような汚れが発生し、特殊洗浄の実施及び異物の分析調査を行ったため、プールの開始がおくれた経過がございます。分析の結果、プールサイドの下に埋蔵されているろ過配管が、経年劣化のため著しく腐食し、大量のさびが発生したことが原因であることが判明し、ろ過配管の改修を行う必要があることから、今回、工事費を増額補正するものでございます。

なお、工事については、4～5カ月の期間を必要とするため、補正予算可決後の1月から工事着手するとなると、年度をまたぎ、履行期限を5月に設定することとなるため、予算は、地方自治法第213条に規定する繰越明許費となり、来年度に繰り越して使用します。

説明は、以上となります。

よろしくご審査のほど、お願いいたします。

○【山口委員長】 説明をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

国立市の学校設備は年数がたっていますので、こういうことで、何か支障が出たときに、追いかけて直していくことが、どうしても多くなってしまっていて、大変申しわけないのですが、できるだけ、速やかにしていただければと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【山口委員長】 それでは、採決に入ります。

皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【山口委員長】 議案第34号、平成26年度教育費（12月）補正予算（追加）案の提出については、可決といたします。



○議題（4）議案第35号 国立市いじめ防止対策推進条例案及び国立市いじめ防止対策推進基本方針案について

○【山口委員長】 続きまして、議案第35号、国立市いじめ防止対策推進条例案及び国立市いじめ防止対策推進基本方針案についてを議題といたします。

金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 それでは、議案第35号、国立市いじめ防止対策推進条例案及び国立市いじめ防止対策推進基本方針案について、ご説明いたします。

本議案につきましては、平成26年8月26日の第8回教育委員会定例会で、条例の素案をご審議いただきました。そして、9月の国立市議会第3回定例会総務文教委員会に、条例の素案の概要を報告いたしました。

その後、平成26年9月11日から平成26年10月31日まで、国立市教育委員会ホームページ等で、パブ

リックコメントを実施いたしました。パブリックコメントは、保護者や市民の皆様から、27件の貴重なご意見をいただきました。全てのご意見を、お手元の資料にございますように、A4判横、「国立市いじめ防止対策推進条例（素案）及び基本方針（素案）への意見（パブリックコメント）について」に、まとめさせていただきます。

なお、お一人様から多岐にわたるご意見をいただいた場合には、1、条例について、2、基本方針について、3、その他の項目ごとに分類させていただきます。条例または基本方針等への反映ということで、右端に丸がついたものが、修正等を加えたものです。後ほど、朱書きで示したのを見させていただきます。見解・対応等については、事務局で検討いたしまして、作成をさせていただきます。

それでは、次に、同じくA4判横のカラー刷り、「国立市いじめ防止対策推進条例（素案）と国立市いじめ防止条例（案）との対比表」をごらんください。こちらは、それぞれ、第1条から順にめぐっていただきますと、赤字で、先ほど申しましたパブリックコメント等にかかわる内容について反映したものを、こちらで色を変えてお示しさせていただきます。内容としましては、概要ですが、主に、表記の統一、または、今申しましたパブリックコメントの意見のところが、少々入っております。

続きまして、A4判縦カラー刷りの「国立市いじめ防止対策基本方針（案）」、こちらは、中のほうがカラー刷りになっています。こちらは、先ほどのパブリックコメントが反映されたもの、こちらに反映したものは、ほとんど入っています。修正を加えたものは、朱書きといたしました。順にページを追っていただければ、その内容が書かれております。

以上、本日の教育委員会での審議を経て、国立市議会第4回定例会に、条例案として提案をいたします。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わります。

ご審議を、よろしくお願いいたします。

○【山口委員長】 ご説明をいただきました。ご質問、ご意見などはございますか。

是松教育長。

○【是松教育長】 少し補足説明を、させていただきます。今、金子教育指導支援課長からの条例素案と条例案の対比表の説明の中で、パブリックコメントからの反映も含んでという説明がありましたが、正確には、条例素案から条例案に至る内容については、主に、文書整理的な内容と、一番最後にある付則の費用弁償を定める条例に絡むも付則を、2に追加したところが、主なところでございます。実際、パブリックコメントを我々で精査した中では、パブリックコメントのほとんどの反映すべき内容が、基本方針で盛るべき内容だと判断していますので、パブリックコメントの反映の全ては、基本方針の中で反映されていますので、少し訂正をさせていただきます。

○【山口委員長】 基本方針案のほうに、赤字で入っている部分が、主にパブリックコメントからの訂正ということですか。

○【是松教育長】 はい。

○【山口委員長】 事前にお配りしていただいている書類が、たくさんあるものですから、わかりますか。

特に、何かご質問等はございますか。

私のほうから、2点ほどお願いします。基本方針案ですが、まず、3ページ、パブリックコメント

から、そのまままきているのですが、パブリックコメントの5番になります。条例案の5番に書いてあるのが、基本方針案の3ページ一番下の4番のところの赤字で反映されていて、「児童等の声に耳を傾け、最善の利益を保証し」と書いてあるのですが、正直言って、私自身が、「最善の利益」という言葉がずっと入ってこなかったのが、このあたりの解釈は、どういう意味合いなのか、「利益」という言葉が、何となくずっと入ってこないのですが、いかがでしょうか。

質問です。すみません。

金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 いじめというのは、構図としては、加害者と被害者、子どもたち、両親、また、それを取り巻いて見ている者、傍観的に見ている者の4層の構造になっています。その中で、継続的に、過去だけのことだけではなくて、これから未来に向かって歩いていくに当たって、やはり、将来的なものも含めた、過去を振り返って、改善するだけではなくて、人間関係もずっと継続していくものですから、そういったことも踏まえて、最善の形を、「利益」と書いてありますが、子どもたちにとって、よかれということを考えていこうという内容と解釈しています。

○【山口委員長】 子どもたちが生きていくという、大きな言葉でいってしまえば、よりよく生きていくことができるように、保証するという感じなのですか。

○【金子教育指導支援課長】 はい。その場で終わってしまうのではなくて、子どもたちも一緒に、人間関係はずっと継続するものです。

○【嵐山委員】 ですが、言葉がよくないと思います。これを取ってしまったほうが、いいのではないですか。「耳を傾け」を入れるということが、「被害拡大防止のため早期発見」につながるのか。

それから、「最善の利益を保証し」というと、いじめの問題とは少し違う、言葉として、適切でない気が確かにします。

「最善の利益を保証し」という言葉を、何か別な言葉、もっとやわらかい、普通の言葉で言いかえるか、また、「利益」という言葉も、よくないと思います。

○【山口委員長】 パブリックコメントに、「利益」と書いているのです。

○【高橋委員】 文科省は、どのような表現になっていますか。文科省に、こういう表現はありましたか。

○【金子教育指導支援課長】 今、手元にすぐ、文科省の資料が出ないものですから、後ほど確認したいと思います。

○【高橋委員】 確かに、嵐山委員が言われる、山口委員長が言われる、「利益を保証し」という言葉は、文脈からいうと、なじまないと思います。

○【嵐山委員】 「利益」と「耳を傾け」を、普通の言葉にすればいいのではないかと思います。

○【高橋委員】 実際には、自殺した子どもは、声を発していないのです。ですから、「児童等の声に耳を傾け」ということも、甘いと思います。声を発していれば、耳を傾けることはできるけれども、実際には、声を発していない。ただし、サインを出している。そのサインを見取れないから、最悪の状態になっているというように思います。

○【山口委員長】 それでは、「声に」というところを「サイン」と読みかえる。

○【高橋委員】 そうですね。実際には、「サイン」という言葉は、広く使われていると思うのですが、「耳を傾け」という言葉は、適切ではないと思います。

○【城所委員】 私は、サインというよりも、耳を傾けるというその姿勢といいますか、見えないも

のを聞いていく感じということが、そのような言葉として、表現されたのではないかというように受け取って、先ほどの「最善の利益」ということも、いじめる側といじめられる両方のことだと思いません。

○【高橋委員】 そうであれば、「児童等の心の声」などですか。

○【城所委員】 言葉がしっくりするものにと、言葉のマジックにはまると、皆さんのそれぞれの解釈といたしますか、何というのでしょうか。

○【高橋委員】 普通に読み取ると、声だけでは、基本的な考え方は、わかりやすい言葉でないと、いろいろな読み取り方ができたらよくないと思います。

○【山口委員長】 パブリックコメントを受け取ったところで、新たに加えた部分です。

是松教育長。

○【是松教育長】 これは、おそらく、いじめが一方的に、大人、あるいは、教師や教育委員会事務局等、大人の視点だけで捉えずに、しっかり児童の視点で捉えてほしいということなのだと思います。子どもたちの声を聴くということは、子どもたちの意見を聞くと言いかえてもいいのですが、この場合は、やわらかく、意見ではなくて、声を聞くということになってしまっています。子どもの権利条約等で、子どもの意見をしっかり聞いて、その子どもの最善の利益のための対応を図ることが、子どもの権利条約の中にうたわれていますので、おそらく、それを意識した文言だと思います。

ですから、今の子どもの権利条約という時代の背景に沿った内容で、ご要望があったので、我々もそういうことではないかということで、理解をしているところです。

○【山口委員長】 利益というところも、権利がということのようにですね。

○【是松教育長】 そうです。

○【嵐山委員】 「利益を保証し」を、例えば、「最善の努力をし」などの普通の言葉にすればいいと思います。

児童等の声に耳を傾け、そして、いじめがなくなる最善の努力をして、被害拡大防止のためとなると思います。

○【山口委員長】 城所委員。

○【城所委員】 最善の利益ということは、警察との協定を結んだときにも、このあたりが引っかかったと思うのですが、例えば、いじめた側の子どもが次の進路に向かうときに、よくない情報として流れないか、うわさにならないか、就職のときに何か不利にならないか、そういうことを協定のときに、かなり話をしたと思うのですが、私は、おそらく、そのことをおっしゃっているのではないかとあって、その場限りの解決ではなくて、その子が将来にわたって、そのことが不必要なものにならないように配慮するという意味で、書かれていることなのかというように捉えたのですが、言葉の読み解きは難しいので、それぞれの持つ概念で解釈していくと、同じように書かれていても、例えば、今のメンバーでこのことを決めて、「そうだ」と一致しても、人が変わって、年数が変わると、このことは一体何だったのかと、形骸化していくことになるので、その文章は、何をどのように言っていて、何を大事にしていくのかというところなのです。

○【高橋委員】 要するに、これは、被害者も加害者も、両方の声に耳を傾けということですね。

○【城所委員】 私は、一応そういうように受けとめたといいますか、実際に声を発していなくても、声なき声も拾えないといけないなと思うのです。その象徴のように書かれたのではないかと、私自身は受けとめたのです。

○【嵐山委員】 ですが、両方の声にという意味ではなくて、「とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず」と、主語は児童等ですから、児童等の声に耳を傾けて、ここは、児童が主体でいいのではないですか。

○【城所委員】 そうですね。

○【嵐山委員】 ですので、「最善の利益を保証し」という言葉を取ればいいと思います。これは、法律用語ですから、「利益」などや、「発達を保証」などという言い方があるようで、よくはわかりませんが、子どものいじめ問題というところに、つまり、法律用語であるとしても、山口委員長が言われるように、果たして、いじめの問題に、「子どもの利益」という言い方がふさわしいのかどうかという、率直な感想です。

私は、このフレーズは、取ってしまったほうが、すっきりすると思うのですが、事務局で、適当な、もう少しいい言葉を探したほうがいいのか考えてください。

○【是松教育長】 では、そこは調整させていただきます。

○【山口委員長】 それでは、検討をしていただいて、タイミングを計って、ご報告いただいとすることで、お願いします。

すみません。もう一つあるのですが、申しわけありません。

同じく基本方針案の4ページの真ん中です。2の「児童・生徒をいじめから守り通し」の(4)「いじめられた児童・生徒を守る」の項目の一番最後の行の修正のところですが、「いじめられた児童・生徒を組織的に確実に守り通す取組を徹底し、いじめという行為にいたる児童等のかかえている問題の解決をめざす」は、いじめられた児童・生徒を守るという項目の中で、いじめた側のことが言及されているということは、私は、絶対必要だと思うので、とてもいいのですが、同じ項目に入っているのが少しおかしく感じるので、これは、別項目にしたほうがいいのではないかと思います。

○【嵐山委員】 私も、おかしいと思います。

○【高橋委員】 そうですね。

○【山口委員長】 いじめられた子を守ることは、守り通すことを徹底することと、もう一方で、いじめという行為に至ってしまった子どもが抱えている問題に対しても、対応していくということは、絶対必要だと思います。

○【高橋委員】 項目を、一つ起こさなければと思います。

○【山口委員長】 私も、そう思ったのです。

○【嵐山委員】 (5)のほうに、入れればいいのかないですか。

○【山口委員長】 そうかもしれないですね。

○【嵐山委員】 下の(5)の「児童・生徒の取組を支える」のほうは、両方ですね。(4)は、いじめられた子だから、この「いじめという行為にいたる児童等のかかえている問題の解決」という言葉を、下の項目の(5)に入れればいいのかと思います。

○【是松教育長】 (5)は、いわゆる、いじめ防止プログラム等から派生する、児童・生徒の主体的ないじめをしないでおこう、なくしていこうという取り組みを支援するということを行っていますので、パブリックコメントの中では、いじめられた子ばかりに視点がいつているけれども、いじめた子の問題も解決することが必要ですということがあるので、これを、(4)に入れたのですが、新たに項目を起こすなりをしてと思います。

○【嵐山委員】 (5)に入れればいいのかないですか。

- 【高橋委員】 いいえ。少し違うと思います。
- 【嵐山委員】 どう違うのですか。
- 【高橋委員】 最後の「児童・生徒による主体的な取組を支援する」ということですから、少し違うと思います。
- 【山口委員長】 (5)は、子どもたち全体を対象としたことであって、いじめられた子、いじめた子というのは、もちろんその中には入るのですが、特別にピックアップするということです。
- 【高橋委員】 そうです。
- 【嵐山委員】 わかりました。しかし、(4)は、違いますね。では、項目をつくれればいいのかと思います。
- 【是松教育長】 そうですね。そこで調整をします。
- 【山口委員長】 文言も少し加えていただいとしたいと思います。
- 【嵐山委員】 (6)をつくれればいいのかと思います。
- 【山口委員長】 このことを入れていただくことは、本当にうれしいと思っています。
私からは、以上でございます。
ほかには、いかがでしょうか。
- 【嵐山委員】 いじめた子の問題は、確かにあります。ですから、いじめた子も、そのことが傷として残るのです。いじめた子は、いじめた子の問題があると思います。
- 【山口委員長】 もっと深い、心の中の傷を持つてしまうのだろうと想像します。
よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 【山口委員長】 金子教育指導支援課長、何かコメントは、ありますか。
- 【金子教育指導支援課長】 特には、ありません。
- 【山口委員長】 では、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 【山口委員長】 それでは、採決に入ります。
一部修正を事務局で加えていただいとということを含めて、可決をさせていただくということで、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 【山口委員長】 議案第35号、国立市いじめ防止対策推進条例案及び国立市いじめ防止対策推進基本方針案については、可決いたします。



○議題(5) その他報告事項1) 国立市教育委員会教育施策の体系について

- 【山口委員長】 次に、その他報告事項1、国立市教育委員会教育施策の体系についてに移ります。

川島教育総務課長、お願いします。

- 【川島教育総務課長】 それでは、国立市教育委員会教育施策の体系について、ご報告をいたします。

この教育施策の体系については、今回、教育委員会として、新規に作成をいたしましたものでございま

す。これまで、国立市教育委員会では、国立市教育委員会教育目標及び四つの基本方針からなる国立市教育委員会基本方針については、教育委員会決定を経て策定をされていたものの、個々の施策については、課ごとに実施をしてきており、教育委員会全体として、施策を体系的に整理したものはございませんでした。

そのため、今回お配りしている資料のとおり、教育委員会全体の施策を体系的に整理し、一覧できる表として作成しましたので、ご報告をするものです。

今後、教育委員会制度改革より、平成27年4月以降に設置をされます市長主催の総合教育会議における教育施策についての協議、調整の際等にも活用してまいりたいと考えています。

それでは、お配りしている資料をもとに、内容を簡単にご説明させていただきます。

まず、全体の構成ですが、表面の上部に、先ほどご説明いたしました国立市教育委員会教育目標及び国立市教育委員会基本方針を記載させていただいています。以下、教育目標及び基本方針の内容を受ける形で、六つの施策目標、施策の柱、主要施策、主要事業・主な取組というように、右にいくにつれ、より細かな内容に体系づけをさせていただいております。

なお、左から三つ目の主要施策において、施策の柱の実現に向けて、具体的に何々の推進や、何々の充実といった表現で、施策を推進していくことをはっきりと明示をさせていただいており、その右の主要事業、主な取組において、具体的な事業を明記させていただきました。また、一番右の欄に主管課を記載し、どこの課が所掌している業務なのか、わかるようにさせていただいております。

この教育施策の体系について、今後、主要事業、主な取組等において、修正追加が出てきた場合は、事務局側で適宜対応させていただき、年に1回程度、今回のような形で、定例会にてご報告をさせていただきたいと考えております。

報告は、以上でございます。

○【山口委員長】 報告をいただきました。ご質問、ご意見などはございますか。

ぱっと見た感想ですが、今までも何回か見せていただいて、非常にわかりやすく書いてあるので、これでしっかりと何をしていくのか、具体的などころまで、見やすくなっています。

また、時とともに少しずつ変えていくということです。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(6) その他報告事項2) 第19期国立市図書館協議会報告と提言について

○【山口委員長】 それでは、次に移ります。

その他報告事項2、第19期国立市図書館協議会報告と提言についてに移ります。

森永図書館長。

○【森永図書館長】 それでは、その他報告事項2、第19期国立市図書館協議会報告と提言について、ご報告申し上げます。

本文をごらんください。

平成26(2014)年10月28日に、第19期国立市図書館協議会10名の委員の方より、国立市教育委員会教育長山口直樹様宛てに、第19期報告と提言が提出されましたのでご説明いたします。

8ページに及びますので、要約の形で報告させていただきます。

「はじめに」としまして、第19期の図書館協議会は、2年間の任期中に14回の協議会を開催したこ

と、市内図書施設の見学会などを行ったこと、特に、平成26年1月には、一橋大学附属図書館を見学したことなどが挙げられております。

その下です。1. 「図書館事業の現状と課題」としまして、(1) 資料収集と貸出閲覧事業につきましては、2ページになります。書名や著者名によるソート機能など、新着資料一覧が見やすくなることを期待すると挙げております。

また、平成27年1月末にリース期限を迎える図書館システム更新についてですが、新システム稼働後は、公民館同様に、郷土文化館所蔵資料についても検索可能となることから、地域に関する情報の発信手法についても、図書館、公民館、郷土文化館による協議、連携に期待することが示されています。

(2) 相互利用協定につきましては、国分寺市、府中市に加えまして、立川市との相互利用協定が締結されたことを挙げておりまして、今までの相互利用についての課題は、ひとまず解消したということです。今後につきましては、多摩地域全体としての広域利用をどうするかということが、課題として挙げられております。

(3) 企画広報事業については、講演会事業として成人対象、YA対象、科学遊び、親子または児童文学などが挙げられています。3ページ目に入りまして、より積極的な情報発信に取り組んでいくことが必要とされております。

(4) 児童サービス事業につきましては、第二次国立市子ども読書活動推進計画に基づき、さまざまな事業が進められていることと、そして、国立市では開館当初より地域のボランティアの協力を得ながら、幼児期から本に親しむきっかけづくりとして、「えほんのじかん」、「お話の時間」などが行われ、実績が上げられたことを挙げています。

そして、子どもの成長ステージにあわせたかかわり方や、資料提示の方法など、細かな配慮と対応が必要としております。今年度スタートした生後3・4カ月児を対象とした「ブックスタート」事業にも多くのボランティアがかかわっていることなどを挙げております。

(5) YA（ヤングアダルト）事業については、中央図書館企画のYAすたっふ事業を挙げておりまして、10代の読書に寄り添う事業の継続などが挙げられております。また、小学校、中学校への支援を必要とし、学校図書館と市立図書館が共同事業を展開していくことも挙げております。

(6) しょうがいしゃサービス事業については、視覚しょうがいしゃのための防災講座が開催され、また、各小学校の避難所運営マニュアルが図書館音訳のボランティアによりDAISY（ダイジー）化されて、配付されたことなどが挙げられております。4ページに入りまして、音訳サービスとしましては、視覚しょうがいしゃ向けのダイジー図書の普及が進んだこと、ほとんどの資料がダイジー化され、利便性が大きく向上したことなどを挙げております。

一番下のところですが、対面サービス、5ページに入りまして、宅配サービスなどにつきましても、継続実施が望まれるとされております。

そして、だれもが利用しやすい図書館につきましては、さまざまな面におきまして、現状と改善策を挙げておりまして、今後もバリアフリーに向けての取り組みが課題として掲げております。

(7) ボランティア事業につきましては、図書館ボランティアは、年々その人数がふえてきていて、その存在そのものが、図書館と利用者との間に位置するもので、利用者の橋渡しの役割を担っていくことが期待されるとしております。

今後、求められるボランティアとして、二つの試みを提示してしております。伴読ボランティア、そし

て、6ページになりますが、喫茶コーナーなどを挙げております。

2. 「第二次国立市子ども読書活動推進計画」についてですが、図書館協議会としましては、この計画の素案の段階から検討を始めたということがあります。今後、図書館協議会としても、計画の実施状況を見守る必要があるとしております。

3. 「耐震工事等施設維持・整備と職員問題」についてですが、耐震工事につきましては、平成26年度に、工事着手されたということです。5カ月に及ぶ休館となり、分館分室の開館時間延長や開室日をふやすなどのサービス補完が図られたことを挙げております。将来の図書館サービスについても、今後、検討していかなければならないとしております。

また、平成26年2月に策定されました、「財政健全化の取り組み方針・実施細目」の中で、図書館施設などの運営方法について検討するということに対して、平成26年度から平成27年度にかけて、図書館のあり方を検討することを挙げております。

そして、図書館協議会としましては、利用者のニーズを的確に把握し、適切な資料を手渡し、潜在的な要望の掘り起こしのため、積極的に情報発信するということと、市民の学習の基盤として責務を果たすべき施設であるとしております。

7ページに入りまして、4. 「まとめにかえて」ですが、まず、一橋大学との連携を掲げております。国立市と一橋大学につきましては、平成25年11月に、社会連携に関する協定が締結されたこと。これに基づいて、国立市図書館と一橋大学附属図書館とが連携していく方法を考える必要があるとしております。今後につきましても、実のある連携とするため、協議を進めていく必要があるとしております。

続きまして、職員体制・管理運営形態についてですが、図書館協議会では、図書館は市が直接運営するべきと考えているということです。その理由の一つ目は、運営の継続性、二つ目は、図書館政策立案に関してということを掲げております。

最後です。8ページに入りまして、図書館システムの更新についてですが、こちらについても、次期システム導入に当たり、懸案となっていました、図書館、公民館、郷土文化館の連携が図られるということから、3館が所蔵する地域資料の共有化が図られることにより、一層の有効活用について、期待すると掲げております。

駅前図書館につきましては、市民からの要望も多く寄せられているということです。今後も、国立駅周辺整備計画の中で検討していくことなどを挙げております。

そして、最後に、前期提言よりでは、南分室の書庫の公開がされたこと、そして、平成25年度から、南分室、東分室において、開室時間の延長が実施されたことなどを挙げております。そして、今後将来的に電子書籍への対応を準備する時期が来るということも挙げております。

報告と提言につきましては、以上のような内容です。

図書館としましては、この報告、提言を受けまして、今後の図書館運営に反映していきたいと考えております。

報告は、以上です。よろしくお願いいたします。

○【山口委員長】 ご報告いただきました。ご質問、ご意見等、よろしくお願いいたします。

城所委員。

○【城所委員】 すみません。言葉の質問なのですが、2ページ真ん中の「レファレンス」という言葉を、自分なりに調べたのですが、よくわからなかったもので、その言葉のことを教えていただ

きたいと思います。

○【山口委員長】 2ページ目の2番目の上、ちょうど真ん中ですね。

○【城所委員】 はい。

○【森永図書館長】 「レファレンス」は、図書館で使っている用語ですが、利用者の質問、あるいは、調査に対して、図書館で、調べの助けを行う、資料提供を行うことです。そして、資料や情報への案内を導くというようなことを、「レファレンス」ということで、行っております。調べ物への対応です。

○【城所委員】 では、私が調べた感じと、大体一致しましたので、よかったです。ありがとうございます。

○【山口委員長】 よろしいですか。

○【城所委員】 はい。

○【山口委員長】 嵐山委員、何かございますか。

○【嵐山委員】 文部科学大臣表彰を取りましたね。おめでとうございます。

ボランティアで、「伴読」は、初めて聞く言葉ですけれども、いろいろと工夫なさっていて、家に持っていったり、図書館の横の花壇の花を植えるなど、200人もボランティアがいるというのはいいですね。

○【森永図書館長】 さまざまな分野で、市民の方にかかわっていただいております、数年前は、160名ほどが一時期の線でしたが、そこからふえる傾向で、最近では、200名近くになっているということで、とても盛んに活動していただいております。

○【嵐山委員】 本は終わってしまうメディアで、衰退の一途ですけれども、絶対に残らなければ困るものです。それで、図書館が、こういう今の時代に、「伴読」など、初めて耳にしましたけれども、単に本を貸し出しするというだけでなく、いろいろなことを工夫していて、そして、文科省の賞も取られたのですから、さすが、国立市の図書館です。おめでとうございますということも変ですけれども、大したことだと思います。

○【山口委員長】 私から、二つ、感想とアイデアです。

一つは、4ページ一番下から5ページ一番上の対面サービスのところで、「月1～2回高齢者介護施設の『くにたち苑』や」と書いてあって、私は、くにたち苑に全く別の件で訪問したときにやっていたのですが、お年寄りが、あのときは、おそらく、20人ほど来ていて、絵本や紙芝居など、何かやられていました。私の学校の学生を訪問に行ったのですが、こういうようにされているのかと思いました。そのときは、施設の職員なのかと思ったのですが、もしかしたら、図書館の人がいてやっていたのかもしれないと、2～3年前ですが、いいことだと思って、子どもたちだけでなく、高齢者にとっても、そういうところは、とてもいい社会との接点になる部分であると思いがりました。

それから、もう一つ、この前、一橋大学の留学生の歓迎会へ行ったら、たまたま、日本人の方と話をしたときに、女性でしたが、彼女が言ったことは、英語バージョンの読み聞かせや絵本などがあつたら行きたかったと、その方は、20歳を超しているのに、留学などにとても興味があつたので、そういうものがあつたらよかったのというようなことをちらっと言われました。そういうものもあつたら、海外から来ている外国人の子どもたちもいますし、日本人であっても、そういう環境に入りたいという場合はあるのかなどということも、少し思ったので、この報告には、そのところは載って

ないのですが、私は、よくわかってはいないのですが、そういう、いろいろなパターンがあっても、もしかしたら、おもしろいのかと思ったので、アイデアとして検討していただければと、この報告と提言からは外れますが、思いました。

ほかによろしいでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 では、私も、何カ所か思ったところがあります。

ボランティアの方が、とてもたくさんいるのが国立市の特徴なのかと思っているのですが、4ページの真ん中の、デイジーのところですが、こちらにも問題点と書いてあるのですが、機材は個人持ち出しというところを検討するということです。そのあたりの物については、個人がどこまで負担するのかというところが、そうだと思ったので、もし、改善ができるならば、このあたりなどは、改善できるのではないかと思います。

それから、今、山口委員長もおっしゃられたように、中学生のことが途中で出てくるのですが、3ページのYA（ヤングアダルト）事業の中に、小学校ですと、結構、読み聞かせに行っていたりと、たくさんあるのですが、なかなか、中学校では、図書館とのつながりということは、あまり耳にしないような印象がありますので、これから、開拓のしようがある場所なのかというように聞いていて思いました。案として、英語で読むなど、そういうことも、一つの手だてにもなるのではないかと、伺って思いました。

以上です。

○【山口委員長】 高橋委員。

○【高橋委員】 少し前に、中央図書館で本を探しているときに、近くの小学生が、大勢、調べ学習のためにやってきて、必死になって本を探し、また、調べたことをメモしている。そういう場面に遭遇しまして、図書館は、小学生がとても利用しやすい、いい環境になっているのだということで、感心した記憶があります。

さらに、先ほどの資料提示、それから、情報提供ということで、充実させていってほしいと思っています。

以上です。

○【森永図書館長】 ありがとうございます。

○【山口委員長】 では、第19期の図書館協議会の報告と提言を、教育委員会として受けとりまして、森永図書館長を中心に、全部ということにはいかないと思いますが、さまざまなご提案など、分析等も入っていますので、よりいい方向になるように、ご検討、実施をしていただければと思います。よろしくをお願いします。



○議題（7） その他報告事項3） 市教委名義使用について（5件）

○【山口委員長】 続きまして、その他報告事項3、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 では、平成26年度10月分の教育委員会、後援等名義使用について、お手元の資料のとおり、承認5件の内容を説明いたします。

まず、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団主催の「くにたち童謡歌唱コンクール」です。童謡の魅力を地域で伝える歌い手を新たに輩出することを目的に、募集部門を子ども、ファミリー

一、大人の3部門に分け、書類と歌を録音したCDによる第1次審査と、平成27年3月15日14時より、くにたち市民芸術小ホールにて、コンクール形式の審査を行います。本選審査への参加は、無料となっています。

2番目、日本放送協会学園高等学校主催の「NHK学園高等学校公開講座『不登校を考える』」です。不登校や引きこもりの子どもの自立や、学校生活への復帰に向けて、「不登校・引きこもりとパーソナリティ障害」をテーマに、平成26年12月14日14時半より、NHK高等学校にて講演会を行います。入場は無料となっております。

3番目、多摩友の会 国立方面主催の「家事家計講習会」です。衣食住・家計・子育て等について学ぶことで、健全な家庭を営み、地域に働きかけることを目的に、家計簿のつけ方等の講習会を、平成26年11月20日10時より、さくらホールにて行います。参加費は、400円です。

4番目、くにたちのクリスマス企画委員会主催の「くにたちのクリスマスVOL.16」です。「いつまでも国立に住みたい」という願いを実現するために、地域コミュニティの形成並びに親睦を目的とし、クラシック音楽を中心とする演奏会を、平成26年12月23日14時より、くにたち市民芸術小ホールにて開催します。参加費は、一般1800円、シルバー・学生1500円。小学生以下1000円。ペア3000円となっています。

5番目、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学主催の「2020年東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト発足記念『2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたキックオフイベント』」です。2020年東京オリンピック・パラリンピックプロジェクト発足を記念し、国立市・立川市を巻き込んだスポーツムーブメントを起こし、地域貢献活動を行うことを目的に、第1部に、「オリンピックだから語れるオリンピック」をテーマとした、オリンピック4人によるパネルディスカッションを、第2部に、体験コーナーとして、新体操競技など、4種目のスポーツ体験を行います。開催日時は、平成26年12月20日13時より、会場は、東京女子体育大学・東京女子体育短期大学藤村総合教育センターです。参加費は無料です。

以上、5件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については、承認をいたしました。

以上です。

○【山口委員長】 ありがとうございます。報告をいただきました。ご質問、ご意見などございますか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【山口委員長】 以上で、本日の審議案件は、全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 次回の12月の教育委員会は、12月24日水曜日、午後2時から、会場はこちら教育委員室となります。

○【山口委員長】 ありがとうございます。

それでは、次回の教育委員会は、12月24日、クリスマスイブでございますが、水曜日、午後2時から、会場はこちら教育委員室といたします。

傍聴の皆様、ありがとうございます。お疲れさまでした。

なお、1階のロビーで、アートビエンナーレの模型を展示しています。ぜひ、投票もよろしくお願
いいたします。

ありがとうございました。

午後3時59分閉会